

江戸川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「江戸川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、江戸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 江戸川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月25日から施行する。

令和3年3月9日 規約改定

令和4年3月15日 規約改定

江戸川流域治水協議会構成員

組織名	所属・職名
茨城県	土木部 河川課長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長 下水道局 下水道事業課長
千葉県	県土整備部 河川整備課長
東京都	都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長 建設局 河川部 計画課長 建設局 河川部 防災課長 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長 総務局 総合防災部 計画調整担当課長 総務局 総合防災部 防災対策課長
五霞町	五霞町長
さいたま市	さいたま市長
春日部市	春日部市長
草加市	草加市長
越谷市	越谷市長
久喜市	久喜市長
八潮市	八潮市長
三郷市	三郷市長
幸手市	幸手市長
吉川市	吉川市長
杉戸町	杉戸町長
松伏町	松伏町長
野田市	野田市長
松戸市	松戸市長
流山市	流山市長
柏市	柏市長
市川市	市川市長
浦安市	浦安市長
船橋市	船橋市長
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 技術統括部 施設部長
気象庁	東京管区気象台 気象防災部長
気象庁	熊谷地方気象台長
気象庁	水戸地方気象台長
気象庁	銚子地方気象台長
国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長

オブザーバー

組織名	所属・職名
農林水産省関東農政局	農村振興部設計課 水利計画官